

## 福島県環境審議会名簿

任期:平成18年9月1日～平成20年8月31日(2年間)

- 第1部会 環境政策及び循環型社会推進等に関すること  
 ○第2部会 廃棄物対策及び環境汚染防止等に関すること

氏名	所属等	所属部会	
		1	2
稲森 悠平	独立行政法人国立環境研究所循環型社会形成推進・廃棄物研究センターバイオエコエンジニアリング研究室室長	○	○
大越 則恵	西郷くらしの会会長	○	
煙山 昭子	ふくしま「地球村」代表(公募)	○	
後藤 忍	国立大学法人福島大学共生システム理工学類助教授	○	○
紺野 嘉昭	福島県商工会議所連合会(福島商工会議所参与)	○	○
白井 英男	福島県市長会	○	○
鈴木 一	会社員(公募)		○
鈴木 安利	社団法人福島県産業廃棄物協会会長	○	○
鈴木 義孝	福島県町村会副会長	○	○
瀧本 チイ	福島県婦人団体連合会理事	○	○
中井 勝己	国立大学法人福島大学理事・副学長		○
中村 玄正	日本大学工学部教授		○
長澤 利枝	環境省公認環境カウンセラー		○
羽田 博子	福島県消費者団体連絡協議会会長	○	○
引地 宏	独立行政法人国立高等専門学校機構福島工業高等専門学校名誉教授		○
福島 哲仁	公立大学法人福島県立医科大学教授		○
堀金 洋子	南会津地方環境パートナーシップ会議委員		○
皆川 猛	福島民友新聞株式会社論説委員	○	○
和田 佳代子	環境にやさしいくらしかたをすすめる会会長		○
渡部 チイ子	福島県農業会議(福島県女性農業委員協議会副会長)	○	○
渡辺 智衛	株式会社福島民報社取締役論説委員長	○	○

※ 所属等の「○」は、所属団体から推薦された委員

## 福島県環境審議会の委員の代理出席に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福島県環境審議会条例（平成6年条例第59号）第9条の規定に基づき、福島県環境審議会（以下「審議会」という。）の委員の代理出席に関して定めるものとする。

(委員の代理出席)

第2条 団体の推薦を受けて任命された委員は、やむを得ない事由により審議会の会議に出席することができないときは、当該団体に所属する者を代理人として選任し、その職務を行わせることができる。

2 前項の場合において、代理人の選任は、書面により行うものとする。

附 則

この要領は、平成15年2月18日から施行する。